

佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号

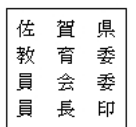
本 庁
教育事務所
教育機関


佐賀県教育委員会公印規程（昭和63年佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
（公印の種類） 第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1) 教育委員会印 <u>(2) 教育委員会委員長印</u> <u>(3) 教育委員会委員長職務代理者印</u> (4) ~ (20) 略 2 略 別表（第 3 条関係）				（公印の種類） 第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1) 教育委員会印 <u>(2) ~ (18) 略</u> 2 略 別表（第 3 条関係）			
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者
略				略			
教育委員会印	略			教育委員会印	略		
<u>教育委員会委員長印</u>		<u>30</u>	<u>"</u>				

改正前				改正後	
教育委員会委員長職務代理者印		27	//		
教育庁印	略			教育庁印	略
略				略	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、この訓令による改正後の佐賀県教育委員会公印規程の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育委員会の委員長及び委員長職務代理者に係る規定の適用については、なお従前の例による。